Inserted Text is here.

INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol.205 2019 年 04 月 22 日

台湾特許法の一部の改正について

今般、台湾特許庁は立法院の審議を通過した「特許法の一部の改正案」を公表しました。その施行日は未定ですが、主な改正点を次のとおり、ご案内申し上げます。

記

1. 特許付与査定後の分割出願期限を現行の 30 日から 3 ヶ月に延長し、再審査段階における特許付与査定後も分割出願が可能になり、実用新案登録査定後にも適用する。
2. 無効審判請求人による理由若しくは証拠の提出期間を無効審判請求から3ヶ月間(延長不可)とする。
3. 実用新案登録の訂正審判請求に対する審査に実体審査を採用する。
4. 意匠権の存続期間を現行の 12 年から 15 年に延長する。
5. 特許、実用新案、意匠の包袋に係る保存期間を改める。

以上

(出典:台湾特許庁)

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。